

川西市保育士等キャリアアップ研修事業業務
企画提案競争（プロポーザル）評価委員会設置要領

（設置及び目的）

第1条 川西市保育士等キャリアアップ研修事業の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市保育士等キャリアアップ研修事業企画提案競争（プロポーザル）評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。
- （2）提案書の審査に関すること。
- （3）事業者の選定に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育推進部副部長（教育保育担当）をもって充てる。

3 副委員長は教育保育課長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）教育関係者として、市立園所長をもって充てる。

（2）教育委員会事務局の職員として、教育保育課指導主事、保健師をもって充てる。

5 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、市長が指名する者をもって委員に充てることができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 評価委員会の庶務は、川西市教育委員会事務局教育推進部教育保育課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、公布の日から施行する。

（要領の失効）

2 この要領は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。